

大学教育開発センター要項

(目的)

第1条 大学教育開発センター（以下「本センター」という。）は、全学を対象としたファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の実施及び各学部、研究科へのFD活動・教育の質向上の取組の支援により、本大学の教育改善を推進することを目的とする。

(業務)

第2条 本センターは、前条に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 教育に係る調査・研究・提言に関すること
- (2) 教員の教育力向上に関すること
- (3) 入学前教育及び入学後の学修支援に関すること
- (4) 高大連携及び接続教育に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(センター長)

第3条 大学教育開発センター長は、学長の命を受けて本センターの業務を総括し、代表する。

(委員会)

第4条 本センターの業務に関する基本事項を審議し、実施するために、大学教育開発センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育開発センター長
- (2) 学務センター長のうち1名
- (3) 各学部から選出された教育職員 各2名
- (4) 独立研究科から選出された教育職員 各1名
- (5) 教職センターから選出された教育職員1名
- (6) 大学教育開発センター事務部長
- (7) 学務センター事務部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

② 委員長は、大学教育開発センター長をもって充てる。

③ 副委員長は、委員の互選による。

(任期)

第6条 第5条第2項第3号、第4号、第5号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

② 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

③ 委員会は、委員の過半数の委員の出席により成立する。

④ 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

② 専門委員会の運営に関する事項は、委員会において別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、本センターが分掌する。

附 則

① この要項は、平成29年4月1日から施行する。

② 従前の「FD委員会要項」は、この要項の施行の日から、これを廃止する。